

訪問介護事業所松の浦湯治の郷運営規程

訪問介護

社会福祉法人琵琶湖愛輪会

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人琵琶湖愛輪会（以下「本法人」という）が開設するホームヘルプステーション松の浦湯治の郷（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者（以下、「要介護者等」という。）に対し、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者等（以下、「訪問介護員等」という。）が、利用者の居宅において入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる世話又は支援等の適切な訪問介護（以下、「訪問介護等」という。）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 訪問介護事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ホームヘルプステーション松の浦湯治の郷
- 2 所在地 滋賀県大津市大物665番地の9

(職員の種類、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の種類、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤・兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
（*管理者がサービス提供等を兼務する場合には、その職種を明記し、「管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護サービスの提供に当たるものとする」とする。）
- 2 サービス提供責任者 1名（常勤職員1名）
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込に係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- 3 訪問介護員 3名以上
訪問介護員は、訪問介護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日・営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。(祝日含む。但し、年末12月31日から年始1月3日を除く)

2 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

3 連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護等の内容及び利用料等)

第6条 訪問介護の内容は、次のとおりとし、訪問介護等を提供した場合の利用料の額は厚生労働省及び大津市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

① 身体介護

② 生活援助

2 加算料金について

- ・初回加算として、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行した場合は、1割負担は214円/月、2割負担は428円/月、3割負担は642円/月いただきます。
- ・緊急時訪問介護加算として、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合は、1割負担は107円/月、2割負担は214円/月、3割負担は321円/月いただきます。
- ・二人にて訪問介護を提供した場合は、所定の単位数の100分の200に相当する単位数を徴収します。
- ・夜間(午後6時から午後10時)及び早朝(午前6時から午前8時)に訪問介護を提供した場合、1回につき通常料金の25%を加算させていただきます。
- ・深夜(午後10時から午前6時)訪問介護を提供した場合は、1回につき通常料金の50%を加算させていただきます。

3 介護保険給付の対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

①介護保険給付の支給限度を超える訪問介護サービス

介護保険給付の支給限度を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用

料金の全額が利用者の負担となります。

②交通費

第10条に定める通常の実施地域を越えて行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、事業実施地域を越えた場合、通常の実施地域を越えた地点から10km毎に500円を徴収いたします。

③その他の費用

利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、1枚あたり20円を徴収します。

- 4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収証を交付する。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（訪問介護の利用の中止と変更）

第7条 利用予定日の前に、利用者の都合により、訪問介護等の利用を中止することが出来ます。この場合にはサービスに入る前又は前日までに事業所に申し出てください。

- 2 サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼働状況により希望される期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を提示して協議します。
- 3 利用予定日の午前9時までに申し出がなく、利用の中止を申し出された場合、キャンセル料をお支払いいただく場合があります。（キャンセル料は、生活援助の場合は1,100円、身体援助の場合は1,300円。）但し、利用者の体調不良等の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

（緊急時における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、訪問介護等を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 訪問介護等の提供により事故が発生した場合には、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

（苦情処理）

第9条 訪問介護の提供に係る利用者から苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な

措置を講ずるものとする。

- 2 提供した訪問介護等に関し、市町村が行う文書その他の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した訪問介護等に対する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、大津市北部11学区（木戸、小松、和邇、小野、堅田、仰木の里、仰木の里東、仰木、真野、真野北、伊香立）とする。

(利用契約)

第11条 本法人は、訪問介護等の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して訪問介護サービス利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又は家族等と利用契約を締結するものとする。

(秘密保持等)

第12条 訪問介護従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、訪問介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、訪問介護従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、訪問介護従事者との雇用契約の内容とする。

(人権の擁護、虐待の防止等)

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため従業者に対し、研修会の機会を確保する。

(非常時災害等における事業継続について)

第14条 非常時災害の発生の際に、その事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力体制の構築に努めるものとする。

(暴力団排除について)

第15条 大津市暴力団排除条例にもとづき、当法人の役員及び管理者、その他従業員は暴力団員ではないこと。また、暴力団員の支配を受けずサービスから暴力団を排除する。

(その他運営についての留意事項)

第16条 事業所は訪問介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上

- 2 訪問介護従業者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、訪問介護等に関する記録を整備し、訪問介護完結の日から2年間保管するものとする。
- 4 この運営規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、本法人が定めるものとする。

附則

- この規程は、平成18年2月1日より施行する。
- この規程は、平成22年1月19日より施行する。
- この規程は、平成23年2月3日より施行する。
- この規程は、平成24年8月1日より施行する。
- この規程は、平成25年6月1日より施行する。
- この規程は、平成27年8月1日より施行する。
- この規定は、平成28年1月27日より施行する。
- この規定は、平成29年4月1日より施行する。
- この規定は、平成30年8月1日より施行する。
- この規程は、平成31年4月1日より施行する。
- この規程は、令和6年8月28日より施行する。